



各 位

会 社 名 株式会社ロック・フィールド

代表者名 代表取締役社長 古塚 孝志

(コード:2910 東証プライム)

問合せ先執行役員管理本部本部長

新部 雅彦

(TEL. 078-435-2800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 6 月 9 日開催の取締役会において、2022 年 7 月 27 日開催予定の第 50 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、 上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主 総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大または天災地変の発生等や、社会のデジタル化の進展等を踏まえ、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更案第12条(招集)第2項を新設するものであります。

なお、当社は、2022 年 5 月 12 日付の「場所の定めのない株主総会に係る確認書」により、 バーチャルオンリー株主総会を可能にする定款変更の効力発生に必要な、産業競争力強化法 第 66 条第 1 項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することの確認を受けていま す。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入 されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付 を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定す ることができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するも のであります。

- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附 則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 剰余金の配当等の決定機関の変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、第38条(剰余金の配当の基準日)を変更し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び第39条(中間配当)を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

<u>を、法務省令に定めるところに従いインターネッ</u>トを利用する方法で開示することにより、株主に

対して提供したものとみなすことができる。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款 変更案 (自己の株式の取得) (削 除) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に より、取締役会の決議によって市場取引等により 自己の株式を取得することができる。 第8条~第12条 (条文省略) 第7条~第11条 (現行どおり) (招集) (招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年7月にこれ 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年7月に を招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時 これを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき これを招集する。 に随時これを招集する。 (新 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主 設) 総会とすることができる。 第14条~第15条 (条文省略) 第13条~第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな (削 除) し提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算 書類に記載または表示をすべき事項に係る情報

(新 設)

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求をした 株主に対して交付する書面に記載することを 要しないものとする。

第17条~第37条 (条文省略)

(新 設)

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月3 0日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(新 設)

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 10月31日を基準日として中間配当をすること ができる。

<u>第40条</u>~<u>第41条</u> (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第16条~第36条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当および自己株 式の取得等会社法第459条第1項各号に定め る事項については、法令に別段の定めがある場 合を除き、取締役会の決議により定めることが できる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4 月30日とする。
- 2 <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年10月3</u>1日とする。
- <u>3</u> 前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。

(削 除)

第39条~第40条 (現行どおり)

(附則)

<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u> 等)

第1条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類 等のインターネット開示とみなし提供)の削除 および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる ものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日 から6か月以内の日を株主総会の日とする株 主総会については、変更前定款第16条(株主 総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)はなお効力を有する。
- 3 附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年7月27日(予定) 2022年7月27日(予定)

以上